第4章

中東情勢、米国関税はどう開示されているか
当期特有のトピックに関する開示内容の分析

中東情勢関連の開示分析

(1) 解説

2026年2月以降、中東情勢の緊迫化を背景として、ホルムズ海峡は事実上の封鎖状態となっていた。日本の原油輸入の大部分はホルムズ海峡を運航する船舶での輸入に依存しており、多くの日本企業にとって原油等のエネルギー価格の高騰や石油製品の一種であるナフサ由来の原材料等の調達難・調達遅延等の影響があったものと思われる。

このように、中東情勢の緊迫化は会社の財政状態や経営成績等にさまざまな影響を及ぼし、その影響範囲も広範囲に及ぶ可能性がある。このため、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するよう、重要な影響がある場合、たとえば、有報の事業等のリスク、重要な会計上の見積り、追加情報等の開示項目において、中東情勢に関連する事項を開示することが有用と考えられる。

① 事業等のリスク

開示府令においては、有報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて記載することが求められている。具体的には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策の記載などが求められている。また、記載にあたっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮し、わかりやすく記載する必要があるとされている(開示府令第三号様式(記載上の注意)(11)、第二号様式(記載上の注意)(31))。

② 重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものを識別した場合には、次に掲げる事項であって、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならないとされている(企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「見積開示会計基準」という)6項～8項、財規8の2の4、連結財規13の2)。

(i) 重要な会計上の見積りを示す項目
(ii) 前記(i)に掲げる項目のそれぞれに係る当事業年度の財務諸表に計上した金額
(iii) 前記(ii)に掲げる金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定、重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響その他の重要な会計上の見積りの内容に関する情報

③ 追加情報の注記

利害関係人が会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を追加情報として注記しなければならないとされている(財規8の5、連結財規15)。

(2) 事例分析

有報における中東情勢の影響を分析するにあたっては、2026年3月期決算の上場会社(日本基準)(1、996社)のうち、それぞれ有報の事業等のリスク、重要な会計上の見積りに関する注記、追加情報の注記